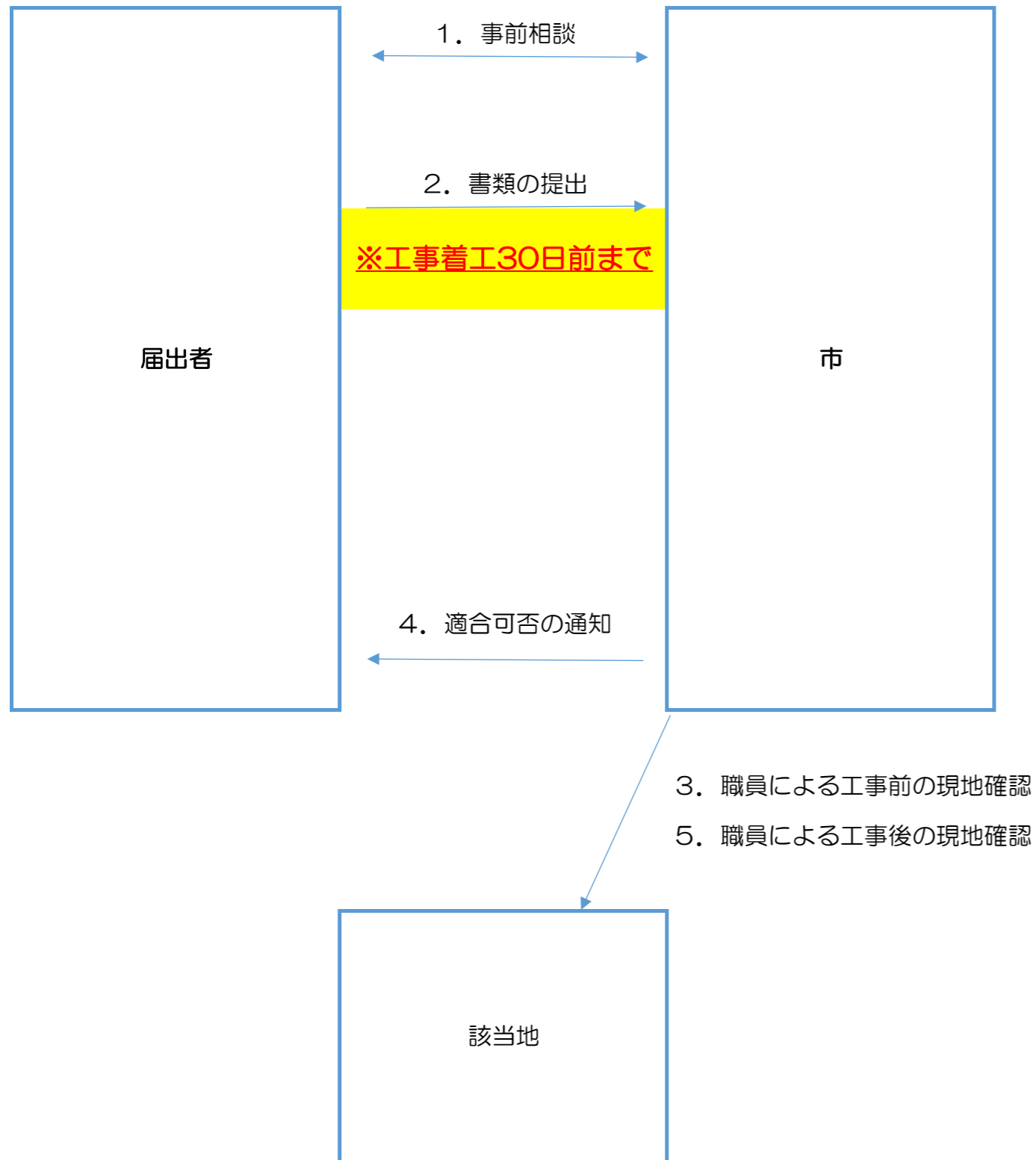


行為の届出の流れについて



〇流れ

1. 事前相談（申請者）

◇建築物又は工作物の新築・増築・改築の予定があれば相談

2. 書類の提出（申請者）

◇必要書類 **※すべて2部必要**

○様式第1 常滑市やきもの散歩道地区景観計画区域における行為の届出書（別紙①）

○2,500分の1以上の位置図（別紙②）

（行為を行う土地の区域並びに当該区域の周辺の状況を表示する図面）

○現況写真（別紙③）

（行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真）

○100分の1以上の配置図（別紙④）

（当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面）

○100分の1以上の計画設計図書（別紙⑤）

（設計図又は施行方法を明らかにする図面）

○立面図（別紙⑥）

（着色のうえマンセル値を記入）

3. 職員による工事前の現地確認（市）

◇届出内容とのチェック及び写真撮影

4. 適合可否の通知（市）

◇常滑市やきもの散歩道地区景観計画適合通知書（別紙⑨）を送付

5. 職員による工事後の現地確認（市）

◇届出内容とのチェック及び写真撮影